

政令第 号

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年十二月十三日とする。

理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。